【ご記入に当たって】　土地所有者（共有者）が２名以上のときは、土地所有者全員の署名押印が必要です。

地主の承諾書

アルヒ株式会社　　御中

独立行政法人住宅金融支援機構　　御中

記入日：西暦　　年　　月　　日

	土地所有者（共有者）（自書）	土地所有者（共有者）（自書）
氏名	印 （生年月日：西暦　　年　　月　　日）	印 （生年月日：西暦　　年　　月　　日）
住所		
電話番号	－　　－	－　　－

1　私は、次表の土地に借地人（共有者）　　が

｛ □ 木造　　□ 準耐火構造　　□ 耐火構造 ｝　の住宅を建築することを承諾します。

土地の表示（登記上）	所在地	
	地積	平方メートル （土地の一部を賃貸している場合、上記のうち　　平方メートル）

2　私は、次の（1）又は（2）の事項について確認しました。（該当する□にレ点を付してください。）

（1）私が借地人（共有者）の配偶者又は直系親族（※）の場合　　※祖父母、父母、配偶者の父母等をいいます。

□　１の土地に住宅金融支援機構を第１順位とする抵当権を設定することを承諾します。

（2）（1）以外の場合

	貸地等の権利	承諾事項
□	賃借権 地上権 地役権	１の土地に住宅金融支援機構を第１順位とする抵当権を設定することについて □ 承諾します □ 承諾しません（以下の①及び②の事項については、承諾します。） → 住宅金融支援機構のために、１の土地の賃借権に質権を設定することについて（※） ※賃借権かつ定期借地権の場合に必ずご記入ください。 □ 承諾します □ 承諾しません
		①土地に抵当権等の権利（※1）が設定されている場合は、抹消すること。 ※1　地上権の場合は、その地上権に優先する抵当権等の権利を指します。 ②借地人が地代を払わなかった場合等により借地契約を解除する前には、必ず住宅金融支援機構（http://www.jhf.go.jp）に連絡すること（※2）。 ※2　借地人が地代を払わなかった場合、住宅金融支援機構が債権保全上必要と判断したときは借地人に代わって地代をお支払いします。
□	使用貸借（共有を含む。）	１の土地に住宅金融支援機構を第１順位とする抵当権を設定することを承諾します。

（注１）　貸地等の場合で、住宅金融支援機構のために土地に抵当権を設定することを承諾された方は、後日あらためて抵当権の設定について意思確認をさせていただきます。

（注２）　建物には、住宅金融支援機構を第１順位とする抵当権を設定します。

（注３）　中古物件取得のための申し込み、または借換のための申し込みの場合は、「住宅を建築すること」を「住宅を所有すること」と読み替えます。

（注４）　ARUHIフラット３５（保証型）をお申込みの場合は、２－（1）および（2）の住宅金融支援機構をアルヒ株式会社と読み替えます。

借地人（共有者）がARUHIフラットαを利用する場合は以下も記入

3　私は、次の（1）又は（2）の事項について確認しました。（該当する□にレ点を付してください。）

（1）私が借地人（共有者）の配偶者又は直系親族（※）の場合　　※祖父母、父母、配偶者の父母等をいいます。

□　１の土地にアルヒ株式会社を第２順位とする抵当権を設定することを承諾します。

（2）（1）以外の場合

	貸地等の権利	承諾事項
□	賃借権 地上権 地役権	１の土地にアルヒ株式会社を第２順位とする抵当権を設定することについて □ 承諾します □ 承諾しません（以下の①及び②の事項については、承諾します。） → アルヒ株式会社のために、１の土地の賃借権に質権を設定することについて（※） ※賃借権かつ定期借地権の場合に必ずご記入ください。 □ 承諾します □ 承諾しません
		①土地に抵当権等の権利（※3）が設定されている場合は、抹消すること。 ※3　地上権の場合は、その地上権に優先する抵当権等の権利を指します。 ②借地人が地代を払わなかった場合等により借地契約を解除する前には、必ずアルヒ株式会社に連絡すること（※4）。 ※4　借地人が地代を払わなかった場合、アルヒ株式会社が債権保全上必要と判断したときは借地人に代わって地代をお支払いします。
□	使用貸借（共有を含む。）	１の土地にアルヒ株式会社を第２順位とする抵当権を設定することを承諾します。

4　本件に関する債権又は抵当権等が代位により、独立行政法人住宅金融支援機構に移転したときは、本承諾書は当該機構に対する承諾書として扱われることを確認し、了解します。

□　了解します。

（注５）　貸地等の場合で、アルヒ株式会社のために土地に抵当権を設定することを承諾された方は、後日あらためて抵当権の設定について意思確認をさせていただきます。

（注６）　建築した建物には、アルヒ株式会社を第２順位とする抵当権を設定します。

（注７）　アルヒ株式会社の住宅ローンに関して独立行政法人住宅金融支援機構がアルヒ株式会社に保険金を支払うことがあり、支払った後は当該機構がアルヒ株式会社に一部代位します。また、代位する際には、当該機構から土地所有者（共有者）に対して通知します。